

# しんきん多目的ローン「さぼーと」商品概要説明書

平成 29 年 3 月 1 日現在

商品名	しんきん多目的ローン「さぼーと」
ご利用いただける方	次のすべての条件を満たしている方 (1) 満 20 歳以上の方 (2) 「Assist 倶楽部」提携事業所にお勤めの役員・従業員の方 (パート、アルバイトの方も可) (3) 当金庫にて給与振込実績がある方、または振り込み指定をいただける方 (毎月 5 万円以上) (4) しんきん保証基金の保証を受けられる方 (5) 当金庫の会員となれる方 ◆ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ◆ 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当する方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることが可能です。なお、会員となっていたかなくとも、ご融資させていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。
お使いみち	・健康で文化的な生活を営むために必要な資金で、次のいずれかに該当し、支払先に振込できるもの（ただし、ご融資金額の 2 割まではご自由にお使いいただけます。） ① 申込人またはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ② 申込人が①を資金用途として借り入れた証書貸付型消費者ローンの借換資金 (他金融機関、信販会社から借り入れたものに限る。消費者金融からの借入は不可)
ご融資金額	・ 500 万円以内（お申込金額は 1 万円以上 1 万円単位とし、1 万円未満の金額があるときは万円単位まで切り上げることができます。） ・ お申込金額と当金庫および他の信用金庫での基金保証付個人ローン（保険ローン除く）既往残高の合計額およびカードローンご融資限度額のすべての合計額が 3,000 万円を超えることはできません。
ご融資期間	・ 10 年以内
ご融資利率	・ 変動金利（付利単位 100 円） ご融資利率は毎年 10 月 1 日の当金庫の定める短期貸出最優遇金利を基準として年 1 回見直します。変更後の利率は、12 月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。 ※現在のご融資利率につきましては、窓口へお問い合わせください。 ※ご融資利率は、お申し込み時ではなくお借入れ時の金利が適用となります。
ご返済方法	・ 毎月元利均等返済または元金均等割賦返済 ・ ご融資金額の 50% までボーナス月加算返済もできます。 ・ 元金返済の据え置き期間は 6 ヶ月以内 ・ 具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。
保証人・担保	・ しんきん保証基金が保証しますので、必要ありません。
手数料・保証料	ご融資利率に別途保証料 0.48% 加算となります。

次頁につづきます。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス室（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <p>・ <b>現地調停</b> 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。</p> <p>・ <b>移管調停</b> 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する</p>
<p>その他</p>	<p>・ 審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・ 商品内容の詳細につきましては、窓口・営業係にお問い合わせください。</p>